

# 女性が活躍できる 物流業界の働く現場改革

深刻な人材不足が続く運送業界において、女性の採用はこれまで以上に重要になっています。より良い人材を採用するためにも、運送事業者は働きやすい職場環境を整え、それを積極的にアピールしていくことが欠かせません。そこで今月号では、女性を採用することのメリット、女性が重視する職場環境と事業者の取り組み例、職場の働きやすさを証明する国の認定制度などを紹介していきます。



## 女性採用のメリットはさまざま

運送業界でドライバー職に従事している女性は、約2%と非常に少ない状況です。その理由には、(免許を持っているが)労働時間・条件が合わない・キツイなどがあげられ、まだまだ女性が働きやすい職場環境とはいえません。

人材不足が続く今、女性を採用することはドライバー不足を補うことはもちろん、その他多くのメリットをもたらします。例えば、女性が働く職場には、「男性ばかりではない」という安心感から女性が応募してくることが考えられます。また就職を控える学生やその親、学校からは、「女性を積極的に活用している」「女性が働けるほど安全管理や教育をしっかり行っている」といった評価を受け、企業のイメージアップに

つながります。

その他、細かい点に気づいたり、配慮が行き届くことが多いのも女性の強み。荷扱いや対応が丁寧なため、荷主企業からの評判が良くなるほか、女性ならではの視点から多様な提案が出され、営業力強化・経営向上に期待できるでしょう。また、職場の雰囲気明るくなるとともに従業員同士の会話が増え、社内の風通しが良くなることも考えられます。

では、採用する事業者側の体制は整っているでしょうか？女性が重視する職場環境は、男性と異なっています。その点を配慮し、職場環境づくりに努めていきましょう【次ページ表】。

出典：国土交通省、公益社団法人 全日本トラック協会「ドライバー不足の対策していますか？～トラック運送業の人材採用に向けて」

【表】女性が重視する職場環境を把握しましょう

女性が重視するポイント	事業者の取り組み例
<b>女性が働ける職場環境の充実</b> 男性ばかりの職場では環境面で働きづらいこともあるので、女性の視点に立った整備が必要です。	・職場の美化・清掃 ・女性用トイレがない場合、設置もしくは共有トイレの一部を女性専用に変更 など
<b>体力面で無理がない仕事</b> 「女性が運べない重い荷物はないか」、「長時間労働が続くことはないか」など、体力面で無理がない仕事であることが重要です。	・女性が無理なくできる仕事の明確化 ・女性でも作業ができるよう、自動化、機械化(フォークリフトの活用など)の推進 など
<b>ライフスタイルに対応</b> 「多様な働き方が可能」など、ライフスタイルに合わせた働き方ができることは、職業選択における大きなポイントになっています。	・職種や仕事の内容に応じた柔軟な働き方の推進 ・多様なシフトの可能性についての検討 など

出典：国土交通省、公益社団法人 全日本トラック協会「ドライバー不足の対策していますか？～トラック運送業の人材採用に向けて」

## 認定制度を活用し働きやすさをアピール

働きやすい職場環境をアピールする方法として、国の認定制度を取得し活用していくことがあげられます。

厚生労働省では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき行動計画を策定した企業のうち、一定の基準を満たした場合に、『くるみんマーク』を付与。また、2016年4月に施行された「女性活躍推進法」に基づき、取り組み状況が優良な事業者には認定マークである『えるぼし』が与えられます。

「くるみんマーク」「えるぼし」はともに、商品や名刺、求人広告などで利用することができ、企業のイメージアップや人材採用につながります。また新築や増築した建物などの割増償却を受けられる税制上の優遇措置の適用(くるみんマーク)や、公共調達による加点評価があります(くるみんマーク・えるぼし)。

女性を採用していく上で重要なのは、「男性社会」と思われがちな運送業界のイメージを「女性も働きやすく、活躍できる業界である」と変えていくことです。そのために事業者の皆さんは自社の職場環境を再度確認し、改善できるところから取り組んでいきましょう。

「くるみんマーク」「えるぼし」について詳しくは、

出典：厚生労働省・都道府県労働局「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、くるみん認定・プラチナくるみん認定を目指しましょう!!!」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく認定を取得しましょう!」

## 「くるみん認定企業」とは

次世代育成支援対策推進法では、行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣(労働局長へ委任)の認定を受けることができます。



認定は、「くるみん認定」と「プラチナくるみん認定」の2段階。子育てサポート企業であることをアピールできます。

## 「えるぼし認定企業」とは

女性活躍推進法では、行動計画を策定し、策定した旨の届出を行った事業者のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況などが優良な事業者は、厚生労働大臣(労働局長へ委任)の認定を受けることができます。



認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階設定。女性の活躍を推進している事業者であることをアピールできます。

出典：厚生労働省 埼玉労働局「えるぼし認定」「くるみん認定」について」